

# こんなお悩みを抱えている方、 ご相談ください！

ご家族からの  
相談も  
OKです。

## 日常生活自立支援事業のご案内

### ●手続きが、わからない

一人暮らしで、食事を思うように作れなくなってきました。  
ヘルパーさんに来てほしいけれど、手続きの方法がよくわからなくて・・・  
誰かに手続きを手伝ってほしいの。



Aさん



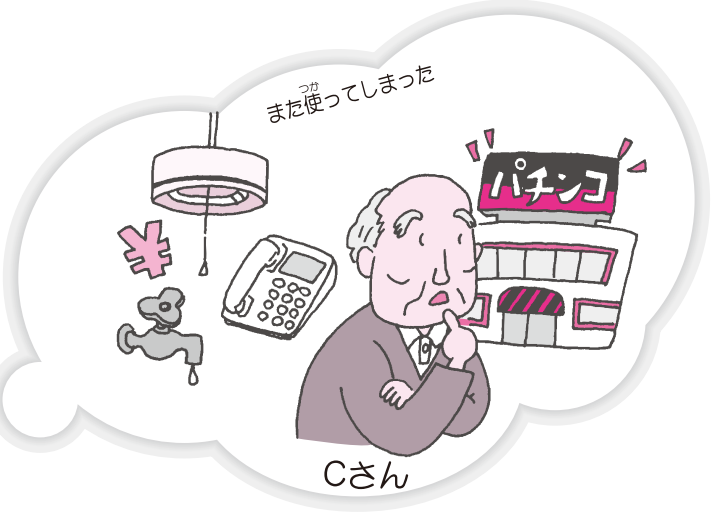
Bさん

### ●わすれてしまう

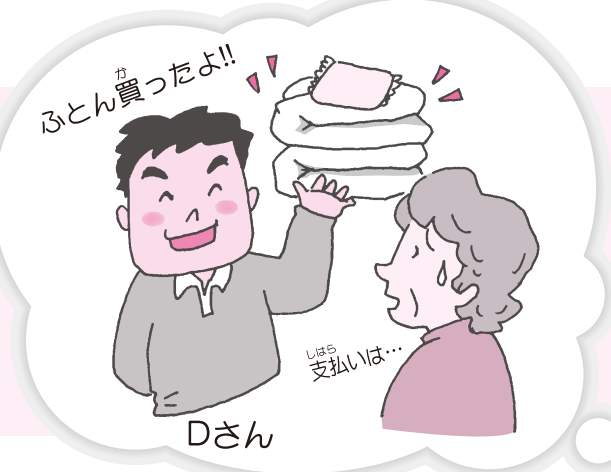
年金の支給日をすぐ忘れて、いつも東京に住む娘に教えてもらっています。誰か、身近にいてお金の管理をしてくれないかしら。

### ●アドバイスしてほしい

病院を退院して、一人暮らしを始めました。  
電話代や水道料を払わなくてははいけないのに、パチンコについてお金を使ってしまいます。後からとても困ります。  
お金の使い方を誰かにアドバイスしてもらわないと不安です。



Cさん



Dさん

### ●見守って欲しい

施設を出て一人暮らしを始めました。  
この間、訪問販売で高級ふとんを買ってしまい、毎月の支払いが多くて、食費もきりつめています。  
今後また、こんなことがないように、誰かに見守ってほしいです。

# 生活支援員が皆さんの暮らしをお手伝いします。

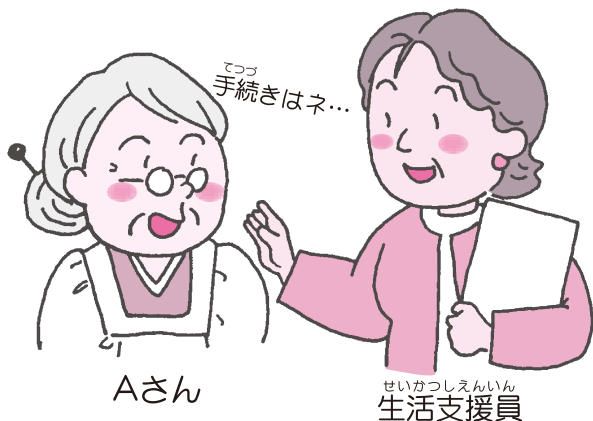
北海道地域福祉生活支援センターの実施する、「日常生活自立支援事業」(福祉サービス利用援助事業)では、福祉サービス利用の手続きや、生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりをお手伝いしています。

## サービス内容

### ①福祉サービス利用援助(基本事業)

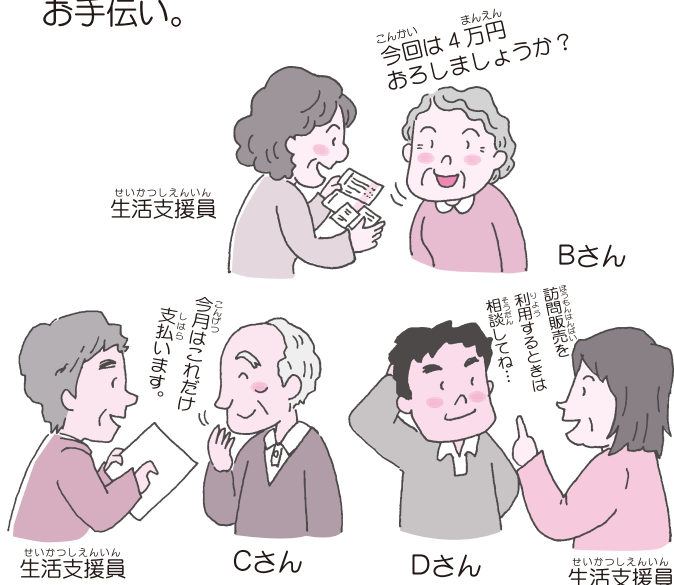
- 福祉サービスについての情報提供や利用手続きのお手伝い。
- 利用している福祉サービスの苦情を解決するための手続きのお手伝い。

Aさんには、生活支援員が月2回訪問することになりました。いろいろな福祉サービス利用についての相談を受けるほか、ホームヘルプ事業の利用料支払いのお手伝いをします。



### ②日常的金銭管理サービス

- 公共料金の支払いや年金受領の確認、預金からの生活費の払い戻しなど、日常的なお金の管理のお手伝い。

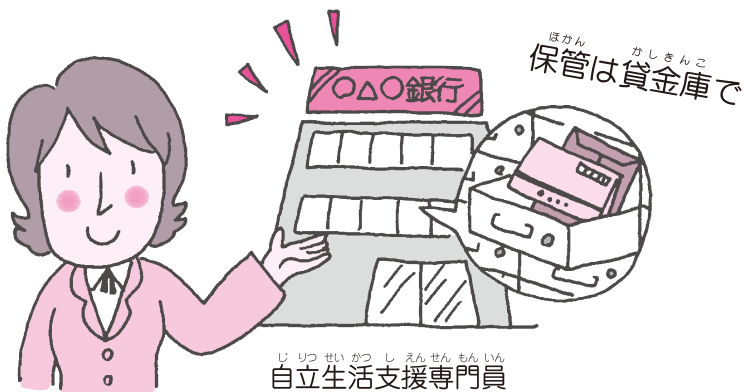


Bさん、Cさん、Dさんには、生活支援員が定期的に訪問して、銀行から生活費を払い戻すお手伝いや生活費の使い方についてのアドバイスなどを行うことになりました。また、将来、福祉サービスを利用することについても相談を受け、アドバイスしています。

### ③書類等の預かりサービス

- 定期預金通帳や年金証書など、無くしては困る大切な書類の預かり。(保管は金融機関の貸金庫を利用します。)

あず  
お預かりします



じりつ せい かつ し えん せん もん いん  
自立生活支援専門員

●ご利用いただけるのは、高齢や障がいにより日常生活の判断に不安のある在宅で生活している方、在宅で生活する予定の方です。

(例えば、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理が一人では難しいと思う方など)

●サービスを直接提供するの、各市町村ごとに登録されている「生活支援員」です。

●1回(1時間程度)の利用で、利用料金1,200円と生活支援員の交通費実費をいただきます。  
〔生活保護を受けている方は、公費で補助されるので無料です。〕

書類等の預かりで金融機関の貸金庫などを利用する場合は、費用の実費をいただきます。

## 利用するには

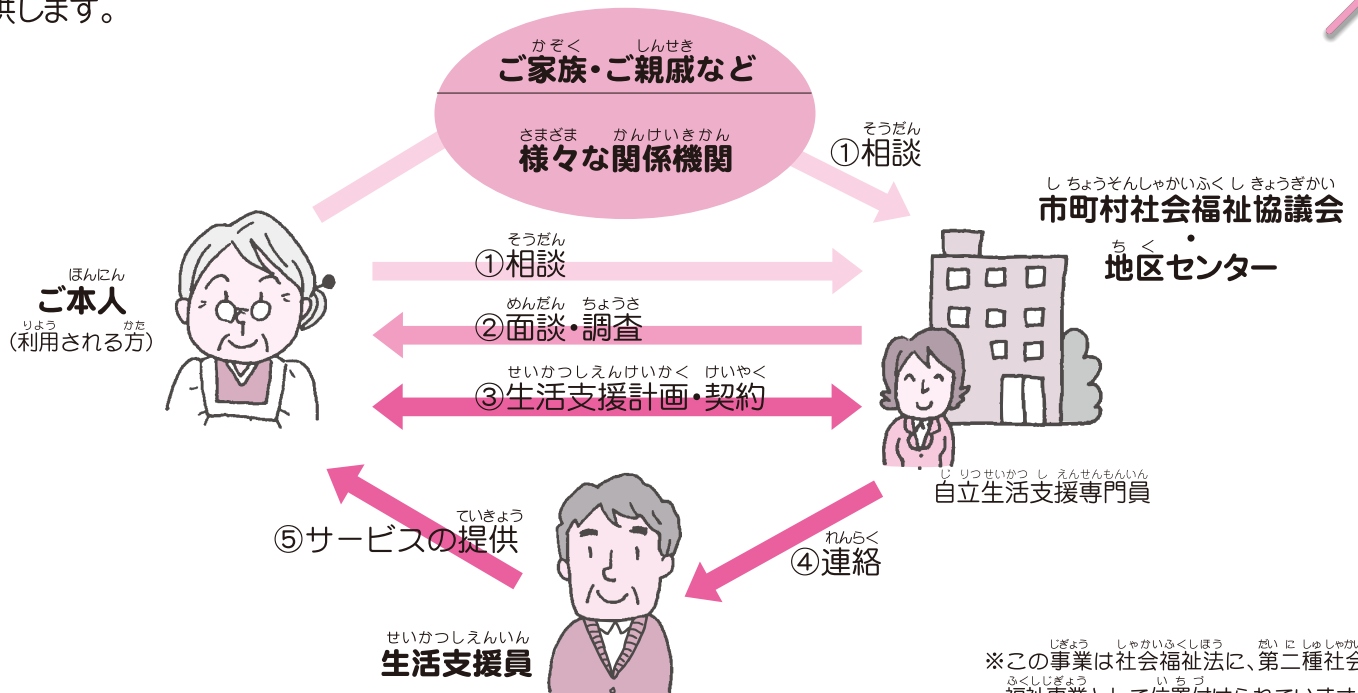
まず、お住まいの地域の社会福祉協議会にご相談ください。ご家族、ご親戚など、ご本人以外の方からの相談でも結構です。相談は無料です。もちろん秘密は厳守します。相談を受けた社会福祉協議会又は地区センターの担当職員「自立生活支援専門員」が訪問して詳しいお話をさせていただきます。サービスのご利用にあたっては、利用されるご本人と契約を結びます。

※各地区センターの連絡先はこのパンフレットの巻末をご覧ください。

◎相談受付時間：月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)  
9:00～12:00、13:00～17:00

## サービスのしくみ

ご相談を受けた「自立生活支援専門員」が訪問し、具体的な困りごとについてお話を聞き、提供するサービスの計画を作ります。(生活支援計画)利用されるご本人と契約を結んだ後は、この計画に基づいて各市町村ごとに登録されている「生活支援員」が、ご本人のもとにうかがって、サービスを提供します。



※この事業は社会福祉法に、第二種社会福祉事業として位置付けられています。

# 北海道内の日常生活自立支援事業の相談窓口

◎相談受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～12:00、13:00～17:00

## ●北海道地域福祉生活支援センター（実施主体：北海道社会福祉協議会）

名称	住所	電話番号
本部 (石狩管内・胆振管内・日高管内 ・後志管内・空知管内)	札幌市中央区北2条西7丁目1 北海道社会福祉総合センター内	011-290-2941
道南地区センター (渡島管内・檜山管内)	江差町字中歌町198-6 江差町地域振興センター内	0139-54-2941
道北地区センター (上川管内・留萌管内・宗谷管内)	旭川市永山6条19丁目1-1 上川合同庁舎内	0166-49-2941
網走地区センター (オホーツク管内)	網走市北7条西3丁目 オホーツク合同庁舎内	0152-61-2941
道東地区センター (釧路管内・根室管内・十勝管内)	釧路市浦見2丁目2-54 釧路総合振興局内	0154-44-2941

## ●札幌市社会福祉協議会

連絡先（担当地区）	住所	電話番号
札幌市社会福祉協議会 (中央区・南区)	札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター3階	011-633-2941
北区社会福祉協議会 (北区)	札幌市北区北24条西6丁目 北区役所1階	011-757-2482
東区社会福祉協議会 (東区)	札幌市東区北11条東7丁目 東区民センター1階	011-741-6440
白石区社会福祉協議会 (白石区)	札幌市白石区本郷通3丁目北1-1 白石区民センター2階	011-861-3700
厚別区社会福祉協議会 (厚別区・清田区)	札幌市厚別区厚別中央1条5丁目 厚別区民センター1階	011-895-2483
豊平区社会福祉協議会 (豊平区)	札幌市豊平区平岸6条10丁目 豊平区民センター1階	011-815-2940
西区社会福祉協議会 (西区・手稲区)	札幌市西区琴似2条7丁目 西区役所1階	011-641-6996

しゃがいふくしほうじん ほっかいどう しゃがいふくし きょうぎかい ほっかいどう ちいき ふくし せいかつしえん ほんぶ  
**社会福祉法人北海道社会福祉協議会・北海道地域福祉生活支援センター本部**

さっぽろし ちゅうおうくさむ じょうにし ちやうめ ほっかいどう しゃがい ふくし そうごう  
**〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1 北海道社会福祉総合センター**

**TEL.011-290-2941 FAX.011-251-6156**



あなたのお住まいの相談窓口